

第八章 生物材料寄託

1. 生物材料寄託の法定期限	2
2. 生物材料寄託の寄託機関	2
3. 生物材料寄託情報の記載	2
4. 生物材料の寄託証明書類	3

第八章 生物材料寄託

生物材料又は生物材料の利用に係る特許を出願する際、当該生物材料を寄託しなければならないが、当該生物材料がその属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に入手し易い場合は、寄託を必要としない。その属する技術分野において通常の知識を有する者が容易に入手することのできる生物材料であるか否かについては、実体審査時に法により審査する。

生物材料寄託の期限、寄託機関、寄託情報の記載、寄託証明書類の方式審査要点及び処理作業を本章規範の重点とする。

1. 生物材料寄託の法定期限

出願人は遅くとも出願日に当該生物材料を專利主務官庁が指定した台湾の寄託機関に寄託しなければならない。もし、出願前に既に專利主務官庁が認可した外国の寄託機関に寄託しており、並びに法定期間内に指定された台湾の寄託機関に寄託した場合は、遅くとも出願日に台湾で寄託するという制限を受けない。

出願人が出願前に台湾と寄託効力を相互承認する外国によって指定されたその国内の寄託機関に寄託しており、法定期間内に当該寄託機関が発行した証明書類を添付した場合は、国内で寄託しなければならないという制限を受けない。

2. 生物材料寄託の寄託機関

台灣の生物材料の寄託機関は專利主務官庁が公告し指定した機関でなければならず、台灣の生物材料寄託機関は財団法人食品工業發展研究所である。外国の生物材料の寄託機関はブダペスト条約により国際寄託機関(International Depositary Authorities)の資格を取得した生物材料寄託機関でなければならない(世界知的所有権機関公式サイト参照)。

3. 生物材料寄託情報の記載

生物材料寄託情報は、願書への記載を必要としない。もし願書に生物材料を寄託する必要があると声明されているが、寄託証明書類を添付しなかった場合は、法定期間内に寄託証明書類の追完を通知する。もし、声明しなかった場合、出願人は自ら法定期間内に証明書類を送付しなければならない。

生物材料を既に寄託している場合は、明細書の生物材料寄託の欄に寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載し、出願前に既に外国の寄託機関に寄託している場

合は、外国の寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載しなければならない。明細書に前述した寄託情報を記載しなかったが、寄託証明書類を添付している場合は、期限を設けて明細書の生物材料寄託の欄に寄託情報を記載するよう通知する。

4. 生物材料の寄託証明書類

出願人は出願日から 4 ヶ月以内(優先権を主張する場合は、最も早い優先日から 16 ヶ月以内)に寄託証明書類を送付し、並びに寄託機関、寄託日及び寄託番号を記載しなければならない。期限が過ぎても寄託証明書類を送付しなかった場合は、寄託しないものと見なす。

前述した寄託証明書類は、出願日より前に台湾の寄託機関で寄託した場合は、台湾の寄託機関が発行した寄託証明書類である。先に専利主務官庁が認可した外国の寄託機関に寄託してから台湾の寄託機関で寄託した場合は、外国の寄託機関が発行した寄託証明書類及び台湾の寄託機関が発行した寄託証明書類となる。もし台湾と寄託効力を相互承認する外国によって指定されたその国内の寄託機関に寄託した場合は、当該外国機関が発行した証明書類となる。

台湾と日本、英国は、それぞれ 2015 年 6 月 18 日及び 2017 年 12 月 1 日に日本、台英特許手続上の生物材料寄託における相互協力を正式に実施した。出願人が台湾へ特許出願し、当該生物材料を日本の経済産業省特許庁) 又は英国知的財産権庁 (以下「UKIPO」と略す) が指定するその国内寄託機関へ寄託し、法定期間内にそれらの機関が発行した寄託証明書類を送付する場合、国内寄託の制限を受けることはない。日本特許庁が指定する寄託機関は「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許生物寄託センター(NITE-IPOD)」、「独立行政法人製品評価技術基盤機構特許微生物寄託センター(NPMD)」である。UKIPO が指定する寄託機関は、台英特許手続上の微生物材料寄託分野における相互協力作業要点の第 2 点第 3 項規定に符合した寄託機関を指す。

出願人と生物材料の寄託者が一致しない場合は、実務上、寄託者の合法的な被許諾者であって始めて寄託証明書類を取得できることから、既に寄託者の許諾を受けた者であると推定する。